

電気手術装置（E R B E 社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における電気手術装置（E R B E 社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

電気手術装置V I O・V E Mシリーズ（E R B E 社製）×3台（手術室）

電気手術装置V I O・A P C 2シリーズ（E R B E 社製）×1台（内視鏡センター）

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 手術室・内視鏡センター

3 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

4 契約条件

(1) 業務の内容

ア 年1回の定期点検の実施

イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を令和1年7月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは、関係部署に診療行為において支障なく速やかに、点検、調整、修理等を行うこと。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、乙は無償で代替器を提供すること。

キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 定期保守点検にかかる費用及び交換部品を含む一切の費用。

(ただし、点検時の部品代及び付属品、工料についてはのぞく。)

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

ア 災害等の不可抗力もしくは取扱上の重大な過失により生じた故障。

イ E R B E 社及びその指定業者以外の者による本機器への改造、修理があった場合の故障。

ウ コード類やフットスイッチ等の消耗品関係。

(5) 委託料の支払

甲は、契約期間終了後、乙の請求により、委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。